

デイサービスセンターれんげ 地域密着型通所介護

久留米市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シェアライフサポートが運営する「デイサービスセンターれんげ」（以下、「事業所」という）が行う指定通所介護及び久留米市介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業の事業（以下、「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員等の従業者（以下、「従業者」という）が要介護状態又は要支援状態（以下、「要介護状態等」という）にある高齢者（以下、「利用者」という）に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持及び社会的孤立感の解消並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業の運営の方針は以下のとおりとする。

- (1) 事業の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - (2) 事業者自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - (3) 事業の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - (4) 従業者は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて、機能訓練及び入浴、排泄、食事の介助等日常生活上必要な援助を行う。
 - (5) 通所型サービス（予防型・元気型）に当たっては、心身機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保険医療機関及び自治体等と連携し、効率性・柔軟性を考慮したうえで要支援者等ができることは要支援者等が行う事を基本としたサービス提供に努める。
 - (6) 従業者は、事業の提供に当たっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
- 2 事業実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンターれんげ
- 2 所在地 福岡県久留米市田主丸町船越 933 番地 2
- 3 サービス種類 地域密着型通所介護、

久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス、元気向上通所サービス

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 通所介護、久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名(常勤兼務1名 非常勤兼務1名)

生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助その他指定通所介護の提供を行う。また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

(3) 看護職員 1名以上(非常勤兼務1名以上)

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行い、その他の指定通所介護の提供にあたる。

(4) 介護職員 1名以上(常勤専従1名 非常勤専従又は非常勤兼務1名以上)

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名以上(非常勤兼務1名以上)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

2 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の元気向上通所サービス

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護職員 1名以上(常勤専従1名 非常勤専従又は非常勤兼務1名以上)

介護職員は、介護その他の指定通所介護の提供に当たる。

(3) 機能訓練指導員 1名以上(非常勤兼務1名以上)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。ただし、災害、悪天候等やむを得ない事情が生じた場合は、利用者に連絡の上変更することがある。

1 通所介護

(1) 営業日 祝日を含む月曜日から土曜日までとする。

ただし12月31日から1月3日は除く。

(2) 営業時間 午前8時から午後5時までとする。

ただし上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。

(3) サービス提供時間 午前9時から午後4時15分

2 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス、元気向上通所サービス

- (1) 営業日 祝日を含む月曜日から土曜日までとする。
ただし 12 月 31 日から 1 月 3 日は除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時から午後 5 時までとする。
ただし上記営業時間外でも相談等に応じる体制をとる。
- (3) サービス提供時間 午前 9 時から午後 13 時 30 分

(利用定員)

第6条 本事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------------------------------------|------|------|
| 1 通所介護、久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防通所サービス | 1 単位 | 10 名 |
| 2 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の元気向上通所サービス | 1 単位 | 2 名 |

(事業の内容)

第7条 事業の内容は下記に掲げるとおりとする。

- (ア) 通所介護計画の作成
- (イ) 生活指導、相談援助
- (ウ) 機能訓練
- (エ) 健康状態の確認
- (オ) 介護サービス（元気向上通所サービスを除く。）
- (カ) 入浴サービス
- (キ) 食事の提供
- (ク) 送迎

2 事業所がサービスを提供するに当たっては以下のことを遵守するものとする。

- (1) あらかじめ利用（申込）者又はその家族に、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得て、提供を開始する。
- (2) 利用者の被保険者証により認定の有無や有効期間を確認する。また、認定審査会意見があるときには、それに配慮する。
- (3) 前項第1号の通所介護計画を作成し、計画に沿ったサービスを提供する。既に、居宅サービス計画が作成されている利用者においては、その内容に沿った通所介護計画を作成する。

3 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まない。

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、指定通所介護及び指定介護予防通所介護については、介護報酬告示で定める額によるものとし、その他については、久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱が定める額によるものとし、当該

指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、当該利用者の負担割合証に記載された負担割合によるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用として一食につき 600 円徴収する。(おやつ代含む)
 - (2) おむつ代として、100 円徴収する。
 - (3) 次条に定める、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域から片道 10 kmを超える場合、往復 300 円徴収する。
 - (4) 久留米市介護予防・日常生活支援総合事業の元気向上通所サービスの利用者において、その利用者の状態や状況に応じ入浴サービスを提供する場合は 1 回につき 300 円徴収する。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護及び指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用については実費を徴収する。
- 3 前項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。
- 4 事業所が利用者から第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受けたときは、サービスの内容・金額を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、久留米市区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、サービス提供を受ける際には医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意するものとする。また、他のサービス利用者の迷惑となる行動は慎むこととする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 事業所及び従業者は、サービスの提供中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 事業所及びその従業者は、地震、火災等の非常災害に際して、利用者の安全確保を最優先とした避難、誘導等の措置をとるものとする。

- 2 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するものとする。

- 2 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直し及び変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるものとする。また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会のおおむね六月に一回以上の開催及び結果の従業員への周知徹底
 - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針整備
 - (3) 従業員への感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

(苦情処理)

第 15 条 サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ

め書面により得るものとする。

(虐待の防止)

第 17 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の従業者への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針整備
- (3) 従業者への虐待防止のための定期的な研修の実施
- (4) 前三号の措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の廃止)

第 18 条 利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときにのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

(地域との連携など)

第 19 条 指定地域密着型通所介護事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 事業者は、従業者の資質向上を図るため定期的に研修の機会を設け、勤務体制の整備に努める

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を守る旨を雇用契約の内容とする。

- 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
- 5 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社ニエアライフサポートにおいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。